

Client Alert

15 January 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



稲垣 朋子
シニア・アソシエイト
03 6271 9492
Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com

シンガポール：商標の異議申立や無効審判等のための「Expedited Track（審理促進制度）」の試験的導入

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、新たに「Expedited Track（審理促進制度）」を試験的に導入した。商標の異議申立や無効審判等を迅速化することを目的とする今回の「Expedited Track（審理促進制度）」は、商標紛争に対する迅速な解決策を提供し、タイムリーな判断を求める企業に大きな利益をもたらすものと期待されている。

詳細

「Expedited Track（審理促進制度）」の主な特徴は以下の通りである：

- 「Expedited Track」は、標準的なケースに比べて短い応答期限が設定される。
- 証拠や書面提出の長さにも、制限が課される。
- 2025 年 1 月 2 日以降に提出された手続の当事者は、「Expedited Track」の申請を行うことができる。両当事者が「Expedited Track」を利用することに同意した場合にのみこの制度が適用され、全ての当事者が同制度の利用に合意しなければ、手続は「Expedited Track」の対象にはならない。
- 当事者は、複数の手段で、「Expedited Track」の申請を行うことが可能である。
 - 手続を開始するための書類のカバーレターに記載し申請を行う。
 - 申立書の締切り後に通知書を提出する際に申請を行う。
 - 証拠提出期限前に設定されたケースマネジメント会議で申請を行う。
- 設定された期限内（標準的なケースに比べて短い応答期限内）に応答できない場合、手続は通常審理に戻される。期限を徒過した当事者には費用負担が課される可能性がある。
- 「Expedited Track」は、原則として書面にて審理され、口頭審理は行われない。但し、両当事者が合意した場合には、事前審理レビューまたはそれ以前に、口頭審理を希望する理由を登録官に説明する書面を提出し、口頭審理の請求を行うことが可能である。登録官は、例外的なケースにおいて口頭審理を行う。
- 当面は、本制度は試験的に導入され、適用件数に制限を設ける。2025 年は最大 8 件のケースに対して試験的に適用し、利用状況に応じて、2026 年に対象件数の増加を検討する。

「Expedited Track」活用の利点：

「Expedited Track」は、当事者にとって、商標の紛争を迅速に解決するため有効なオプションとして機能する可能性が高い。応答期限等の手続的な要件を遵守すれば、通常よりも短い期間（審理開始後約 9 か月）で「Expedited Track」の対象となる商標の異議申立てや無効審判の審理が進められるため、通常の審理と比較して、費用・時間・リソースの面で紛争当事者の負担軽減



に寄与すると期待されている。さらに、当事者は、同時に並行して行われている他の管轄地における手続（訴訟等）においても、有効な先例として、シンガポールにおける商標の異議申立や無効審判の審決を引用・主張することができるほか、純粋にビジネスの方向性を早期に見定めるためにも有効である。

これらの利点を考慮すると、今後の紛争解決オプションとしての利用価値が高まり、紛争当事者間での利用希望件数の増加が見込まれている。2025 年の対象件数は 8 件と比較的少ないが、この試験的導入により、「Expedited Track」の具体的な手続の流れや要件の明確化を期待したい。

上記記事の英語版は[こちら](#)。

公式 IPOS（シンガポール知的財産庁）ページ
[expedited-track-qas.pdf](#)